# I 一般申請記載事項

## <農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者(以下「譲受人」)又はその世帯員等が所有権等を有 する農地及び採草放牧地の利用の状況

							採草放牧地面積
		農地面積(㎡)	田		畑	樹園地	(m²)
	自作地						
所有地	貸付地						
地				'			
_		所在・地	地 登記簿		面積(m²)	状況·理由	
	非耕作地						
		農地面積(m²)	田	ý	田	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
所有	借入地						
所有地以外の	貸付地						
9r							
土地		所在·地番		地 登記簿	1	面積(m²)	状況·理由
	非耕作地						

### (記載要領)

- 1.「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
  - なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土 地です。
- 2.「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業(以下「耕作等」)に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等、耕作等に供することができない事情等を詳細に記載してください。

### 1-2 譲受人又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

## (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	E	H	火	田	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物						
権利取得後の 面積(㎡)						
うち、今回取得分						

### (2) 大農機具又は家畜

数量	類 	田植機	耕耘機	トラクター	軽トラック	コンバイン	
確保している	所有						
もの	リース						
道1ヱ字のもの	所有						
導入予定のもの	リース						
(資金繰りについ	(て)						

#### (記載要領)

1. 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。 「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに 限る。) 等資金繰りについても記載してください。

## (3) 農作業に従事する者

①譲受人が個人である場合 には、その者の農作業経 験等の状況	農作業暦	年、農業技術修学暦	年	)
②世帯員等その他常時雇用	現在 :	名(農作業経験の状況:	年	)
している労働力(人)	増員予定:	名(農作業経験の状況:		)
③臨時雇用労働力	現在 :	名(農作業経験の状況:		)
(年間延人数)	増員予定:	名(農作業経験の状況:		)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

# <農地法第3条第2項第2号関係>

(譲受人が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙)に記載し、添付してください。)

# <農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)								
<農地法第3条 (譲受人が個人で								
4 譲受人又はその† 住居及び生計を一にする								
農作業に従事する者の 氏名	性別	年齢	主たる職業	権利取得者 との関係	農業従事 日数	備考		
	男・女				日			
	男・女				日			
	男・女				日			
	男・女				日			
	男・女				日			
(記載要領) 備考欄には、農作業 が、その行う耕作等に い。 <b>&lt;農地法第3条</b>	必要な行うべ	き農作業	がある限りこれ					
5 農地又は採草放物 (賃借人等)が、一 該当するものに印象	その土地を1	貸し付け						
口 賃借人等又はそをすることができる。					作、採草又は	は家畜の放牧		
□ 賃借人等がその	土地をその	世帯員等	に貸し付けよる	うとする場合で	である。			
ロ その土地を水田 すること。)の目					期間稲以外の	の作物を栽培		
(表作の作付内容	i=		、裏作の作付内	内容二	)			
□ 農地所有適格法 場合である。	人の常時従	事者たる	構成員がその	土地をその法。	人に貸し付け	けようとする		

# <農地法第3条第2項第6号関係>

## 6 周辺地域との関係

ようとする農地等のに記載してください	出帯員等の権利取得後における耕作等が、権利を設定し、又は利用の人間の農地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を、(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農業耕作等への支障等について記載してください。)	以下

# Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

譲受人が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が 農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

#### (留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

## <農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の 共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

_	農地法	笹 3 タ	S笛 3	<b>百笛</b> 3	是關係	: >

(譲受人が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作等に常時従事する者の氏 名及び役職名並びにその法人の行う耕作等への従事状況

	役職名	その者の耕作等への従事状況						
氏名		その法人が耕作等(労務管理 や市場開拓当も含む)を行う 期間		そのうちその者が当該事業に 参画・関与している期間				
				直近	の実績	見	込み	
				年	か月	年	か月	
				年	か月	年	か月	
		年	年 か月	年	か月	年	か月	
				年	か月	年	か月	
				年	か月	年	か月	

# Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業·計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。
(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。
□ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと同様のその他の権利である場合 (事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
□ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地等の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
□ 譲受人が景観整備機構である場合 (景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証す る書面を添付してください。)
(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
<ul><li>□ 譲受人が法人であって、その権利を取得しようとする農地等における耕作等がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合</li></ul>
□ 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地等を公用又は 公共用に供すると認められる場合
<ul><li></li></ul>
□ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地等をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
□ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
ロ - 森林組会 - 生産森林組会又は森林組会連会会がその権利を取得しようとする農地等を

その行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に

□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の 委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団

必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地等を当該事業の運営に必要 な施設の用に供すると認められる場合

### (留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、 農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が 議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が、議決権の総数の過半を占める一般社団法人、又は、地方公共 団体の拠出した基本財産の額が、基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- □ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地等をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)		